

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
高知県安芸郡奈半利町

2 構造改革特別区域の名称
奈半利町どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲
高知県安芸郡奈半利町の全域

4 構造改革特別区域の特性

奈半利町（以下「本町」という。）は、基幹産業である一次産業（農業）の衰退により、若者の流出、少子高齢化、人口減少が進行し、それに伴い地域にリーダーが不足し、コミュニティが崩壊傾向にあり、まちの活気が失われつつある。本町の集落の中では、著しい人口減少や高齢化のため、各集落単位での解消策を実行できない状況もあり、町全体で総合的な成果がでるような取り組みが求められており、行政と民間が協働・連携し、若者の流出、少子高齢化、人口減少の主たる原因である本町の基幹産業の一次産業（農業）の衰退に歯止めをかけることが喫緊の課題となっている。また、近年では特に農業者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が増加していることが問題となっており、今後更に高齢化が急速に進むことが予測されていることから、農地の多面的機能を保持するため、耕作放棄地の解消が本町のもう一つの課題であると言える。

そのため、高知県と連携し、町、農協、漁協、森林組合、商工会、生産者グループ、観光団体、子育て支援グループ等の町内の各種団体の参画を得て、町全体を一つの集落ととらえた集落活動センター「なはりの郷」（一般社団法人、高知県版小さな拠点）を平成28年度に設立し、当該施設を拠点に官民が協働・連携した、地域農産物資源を活かした生産・加工・流通販売を一体化とする「6次産業化」を進めている。また、耕作放棄地の増加や人口減少に歯止めをかけることを目的とした農業担い手育成の拠点施設の整備により、地域活性化施策を複合的に進め、地域の核となる人材の育成と併せて産業振興、雇用の創出、移住促進を図ることにより、住民が主体となった、産業・観光・生活・福祉・防災等の様々な活動を実施し、町全体の地域コミュニティの再生を図る取り組みを進めているところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町における農業従事者のほとんどが水田耕作経営農家であり、このことを背景に町内において農業をベースに住民主体の地域の活性化を図る事を、行政としてサポートすることが必要であり、ひいてはそのことが町の活性化に繋がるものとする。

特区に認定され、本特例を活用することにより、新たな6次産業を生み出し、喫緊の課題である遊休農地の解消や担い手不足の解消にも大きく寄与できるものであるとする。

また、当該農業者が濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造し自己のレストランで提供することを可能とすることで、新たな観光ツールを活用した産業の活性化も進むものと思われる。

これにより遊休農地を解消すると同時に、農地の多面的機能の増進と効率的利用を進めることができ、またグリーンツーリズムによる都市と農村の住民交流を、より緻密なものとし多種多様な体験を生み出すことが期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造計画特別区域法の特例措置による本計画は、基幹産業である農業を中心とした地域の活性化を目指すものである。本町には、古い歴史的家屋が多数存在し、その中でも土佐の交通王とされた野村茂久馬の居宅や樟脳業で栄え、民権運動の指導者を出した竹崎家の店舗兼住宅等は国の登録有形文化財に指定されている。そういった建造物を見るために年間を通して町外から多数の来訪者がいることから、地産地消の基本理念により自ら生産した米を原料とした濁酒を製造し、本町を訪れる方を濁酒でおもてなしすることで、町外の方との結びつきを強いものにする。また、古い町並みと濁酒をマッチングさせ、今まで本町を訪れたことのない方へもアプローチすることで、更なる交流人口の拡大へと繋げる。

既存の資源に頼りがちであった活動を見直し、既存の来訪者に加え新たな本町のファンを獲得することで濁酒と町並みを軸とした新たな観光ツールを活かした町の活性化を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

奈半利町どぶろく特区は、町内には多数存在する古い家屋（登録有形文化財）を活用した観光に関する取り組みと濁酒を併せた新たな観光ツールを構築することで、地域活性化を図るものである。町内の農家レストランにおいて濁酒を提供することで町外からの観光客をおもてなしし、リピーターの増大や新たなファン層の獲得、そして農家レストランを観光客と地域住民との

新たな交流の場として位置付けることで地域の活性化を図る。町内には特産品を柱とした観光客と地域住民とを繋げる取り組みは今までなかったことであり、今後濁酒を農家レストランにおいて提供することは、地域住民にとっては大きな地域づくりの原動力となることが期待できる。

本町内には、農業担い手不足の問題とともに遊休農地が12haあり、さらに遊休農地は年々増加している現状がある。そういった課題を解消する糸口として、構造改革特区の認定を受け、濁酒製造により米の付加価値を向上させ、既存遊休農地面積を平成32年度までに10%解消することを目標とした取り組みを進める。

また、地域における新たな特産品である濁酒を町内外へと販売することにより、農業所得を10%程度上昇させることを目標とし、農家レストランや農家民宿において郷土食・濁酒を提供する新規起業件数を現状のゼロ件から平成32年度には5件、製造数量5k1/年を目標とする。

本町は、平成20年度よりふるさと納税に関しての取り組みを積極的に進めており、年間で約10万件的申し込みがあり、年々寄付額も増加している。ふるさと納税の返礼品取扱業務は、本町100%出資の一般社団法人が行っており、併せて同法人が運営する通販サイトでも多くの特産品の販売を展開している。今後、特定農業者が製造した濁酒を一般社団法人が購入し、好調なふるさと納税と通販サイトを連携させた販売を積極的に行い、農家レストランでの濁酒の提供の周知や販売を積極的に行うことで、濁酒の出荷が増え、そういったことが農業所得の向上に繋がるものと考え。また、ファンを獲得するためのツールとして、ふるさと納税の返礼品や通販を活用し、購入いただいた方に町の良さを知ってもらうことで、町への来訪につなげ、交流人口の拡大に寄与する。

更に農業者自らが作った安心安全な濁酒や米を利用した地産地消が推進されることから、農業を活かした新たな町外の方との結びつきを構築することが地域の総合的な経済的社会的効果を生み出すものと考え。

8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による濁酒の製造事業

別紙

- 1 特定事業の名称
707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、農家民宿等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用開始の日
本構造改革特別区域の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体
上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
 - (2) 事業が行われる区域
高知県安芸郡奈半利町の全域
 - (3) 事業の実施期間
上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
 - (4) 事業により実現される行為や施設などの詳細
上記2に記載の者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。
- 5 当該規制の特例措置の内容
当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において農家レストランや農家民宿等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。
特例適用により、上記1の特定事業を行うことで、米の付加価値や新たな特産品（濁酒）の開発が可能となり、その効果により遊休農地の解消、農業所得の向上、そして農地の多面的機能を保持することが期待できる。
米を作るとともに酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とし

た濁酒を製造することが可能となり、手作りの酒を来訪者などに提供することで、古い町並みを活用した観光活動以外の新たなおもてなしが可能となる。そういったことが本町の新たなファンを生み出し、町の活性化に大きく寄与することが期待できる。

また、本町内には12haの遊休農地が存在し、年々その面積は増加している。また、農業者の高齢化や担い手不足も深刻な課題となっており、今後も悪化の一途を辿ることは容易に推察することができる。そういった現状を打開するための本特区は、米の付加価値向上による農業所得の増大やそれに伴う遊休農地の解消、そして農地の多面的機能の保持が期待できる。

更に、本町内の農業者が農家レストランを経営し、農産物を原料とした濁酒を提供し、濁酒をきっかけとした新たな町外からの来訪者との交流を生み出しながら、遊休農地の解消や地産地消を推進することになると期待できるため、当該特例措置の適用は適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために、制度内容の広報周知に努めるとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。